# 2018年6月定例会 本会議質問と当局答弁

2018年6月5日(火)

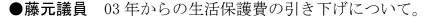
# ◎藤元聡美議員 一般質問(30分)

- 1、八幡東こどもと母のとしょかんの存続を求めて
- 2、生活保護費の引き下げについて
- 3、生活保護のあらまし及びしおりの改善について

## 藤元議員への答弁

- ■北橋市長(生活保護行政について)
- ■教育長(八幡東子どもと母のとしょかん)
- ■保健福祉局長(生活保護行政について)

# =以下、第二質問以降のやり取り=



- ■保健福祉局長の答弁
- ●藤元議員 図書館の問題
- ■教育長の答弁
- ●藤元議員 街づくりのプランを住民の皆さんが考えようとしている



# 2018年6月定例会 本会議質問と当局答弁

2018年6月5日(火)

◎藤元聡美議員 一般質問(30分)

議場の皆さん、傍聴においていただいた皆さん、こんにちは。日本共産党の藤元聡美です。 会派を代表して一般質問を行います。

1. 最初に、八幡東こどもと母のとしょかんの存続を求めて質問いたします。

市教育委員会は、公共施設マネジメント実行計画の一環として、八幡東こどもと母のとしょかん、正式名称・八幡図書館八幡東分館を来年3月末日をもって廃止するとしています。 5月8日、及び19日に開かれた市民向け説明会では、ほとんどの参加者が廃止反対の意見を述べました。そこでは、子どもが歩いてこれる場所にこそ図書館が必要なこと、人口減だからといって子育て経費を削減すればさらに人が離れていくことになる、東区のまちづくりを行政が住民の声を聞きながら進めていく姿勢が全くない、市の赤字を市民サービス切り捨てによって補うのはおかしいなどの意見が上がりました。

このように反対意見しかない中での、一方的な八幡東分館の廃止について、我が党は反対するものです。

そこで伺います。

去年3月に発表された公共施設マネジメント5ヶ年行動計画では、改めて取り組みを進めるに当たっての留意点として、広く情報を公開し、施設利用者を初め市民の方々との対話の中で御意見をいただきながら、丁寧に進めていくことしています。しかし現状では、市民への十分な説明を行い、理解を得ながら進めているとは全くいえない状況です。2回開かれた説明会は、合計でわずか12人の参加であり、あまりにも周知不足です。説明会開催のお知らせ文書についても表題は「八幡東分館の運営に関する説明会」とあり、廃止のハの字も書いてありません。これを見て廃止されると思う市民はいません。さらに、説明会開催告知についても、市民センターと図書館窓口に文書が置かれただけであり、住民への丁寧な説明がなされたとはいえません。説明会の開催実績だけを作って、市民への説明と理解が得られたと押し切るつもりなのでしょうか。見解を伺います。①

八幡東分館は、八幡東社会福祉協議会が所有する社会福祉センター・ボランティアセンターの2階にあり、図書館の運営も、お話し会など多くのボランティアによって支えられています。特に布のえほんは、ボランティア団体の手作りで寄贈された本がずらりと並び、貸出もなされ、他の地区図書館にはない特色とやさしさにあふれています。さらに、社会福祉センターに設置された健康機器は大変人気があり、利用のために順番待ちの方々が、待ち時間の間に図書館を訪れるという相乗効果もあります。この地区ならではの連携と地域づくりがここにはあります。八幡東区は市民会館の廃止、中央区商店街の中心にある公団住宅の廃止、市営駐車場の廃止など、相次いで計画されており、町の真ん中の空洞化が懸念されています。知的文化の拠点であり、世代間をつなぐ八幡東分館の存在意義を、改めて、まちづくり・地

<u>域づくりの観点からも検討するべきではありませんか。この議論を待たず、今年度末に廃止</u> するのは、あまりにも拙速です。見解を伺います。②

次に、地区図書館として八幡図書館が整備されたことが、八幡東分館の廃止の理由の一つに上げられていますが、そもそも、八幡図書館は、新市立八幡病院の建設地の支障になるという理由で、取り壊されて移転したものであり、内容が大きく拡充した訳ではありません。それがなぜ分館の廃止の理由になるのか理解できません。

八幡東分館の廃止に伴い、地区図書館の強化や、学校図書館との連携を強めるとのことですが、学校図書室は利用できない就学前の幼児や保護者、高齢者ら市民の知る権利、学ぶ権利の保障をどうとらえているのか、おたずねします。また、本市は北九州市生涯学習推進計画《"学びの環"推進プラン》を策定しましたが、この取組みの「市民一人ひとりに対する多様な学習機会の充実」にも反しています。この点についての見解もあわせて伺います。③

## 2. 次に、生活保護行政の改善を求めて伺います。

政府は、今年 10 月から 3 年かけて、段階的に生活保護の基準額を現行より最大 5%引き下げる計画です。今回の措置により、現在の生活保護利用世帯の約 3 分の 2 の世帯で受給額が減額される見通しです。生活保護の基準額は 2004 年から 2006 年にかけて段階的に行われた 70 歳以上の老齢加算廃止、2013 年から 2015 年にかけて生活扶助基準額が最大 10%引き下げられ、15 年には住宅扶助と冬季加算が引き下げられました。

今回の見直しの問題点の第一は、生活保護を利用していない低所得層の世帯との比較において基準額を決めたことです。この方法については、厚労省の生活保護基準部会の委員からも反対意見が続出していることが報じられています。

日本では、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている世帯が大量に存在するのに、実際には 2~3 割程度しか生活保護を利用していないといわれます。それらの者と比較では、際限なく基準切り下げ・生活保護費を削減していくことになります。

第二の問題点は、生活保護当事者の生活実態を把握したり、意見を聴取することなく、決定されたことです。

2006年に老齢加算が廃止されて以降、保護利用者の生活実態は、「下着は縫い直して使う」「風呂にお湯をはるのは冬の間だけ。水は1週間交換しない」、「妻の納骨費用が工面できない」など、悲痛な声が上がっています。

今回の引き下げで、本市の75歳の一人暮らし世帯では、生活扶助費が現在71,430円が、3年後には67,860円と約3500円減ります。30代夫婦と小中学生の子ども二人の世帯では200,460円から3年後には191,440円へ約9000円減額、30代の母親と小中学生二人の母子世帯では194,710円から185,710円へ9000円減額という試算が出ています。日々の食費を200円、300円と切り詰めて暮らしている保護利用者を、今回の引き下げがさらに追い詰める過酷な仕打ちというほかありません。

生活保護の問題は制度を利用している人だけの問題ではありません。生活保護基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などの施策に連動し、広範な市

民の生活に重大な影響を与えます。さらに、保護費が抑制されれば、消費も落ち、市の経済にも大きな影響を与えます。

そこで市長に伺います。2004年以降、度重なる生活保護基準の引き下げに対し、どのような認識をお持ちでしょうか。憲法25条に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するものとして今回の生活保護基準の引き下げをやめるよう、政府に迫るべきではありませんか。市長の見解を伺います。④

次に生活保護のあらまし及びしおりの改善についてうかがいます。

生活保護の利用がすすまない理由として、「生活保護は恥だ」という意識や、生活保護に対する「バッシング」で申請をためらってしまうこと、生活保護制度に対する周知不足で「働いたらダメ」「持ち家があったらダメ」「車があったらダメ」と思っている人が多数いること等があげられています。

本市が作成した「生活保護のあらまし」、これは保護の相談に来た方に窓口でお渡しするパンフレットです。また、「生活保護のしおり」、これは保護開始決定の際にお渡しするものです。生活保護では、自動車については、障害者が通院に利用する場合や保育園の送迎、仕事のために必要な場合、不動産については、居住用に利用している場合など、保有が認められる多くの条件が規定されています。しかし、本市の二つのパンフレットの記述ではいずれも、保護利用の条件として、「家や土地、自動車は売るなどして世帯の生活費にあてる必要がある」「自動車は所有及び借用とも原則として認めない」とあり、例外なく手放して生活するしかないと思わせる書き方になっています。これでは、誤解をしたり、申請をあきらめる市民が出てくるのではないでしょうか。

市の生活保護窓口では、相談には来たものの、保護申請にはいたらなかった割合が61.2% にものぼります。

神奈川県小田原市では、不適切な生活保護行政の運用を行ってきた大きな反省から「生活保護のしおり」を全面改定し、その記述を「居住用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談下さい」と改めました。

本市も、このような市民の困りごとに寄り添った丁寧な対応に努めるべきです。

現在の本市のパンフレットはいずれも、保護の相談に来た人を窓口で追い返したり、利用 者の誤解を招く結果になりかねない表現となっています。改めるべきと考えますが、見解を 伺います。⑤

以上で、私の第一質問を終わります。

#### 藤元議員への答弁

## ■北橋市長

#### (生活保護行政について)

生活保護制度は、生活保護法に基づいて、生活に困窮するすべての方に対し、その困窮 の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的に しています。生活保護制度が市民生活を支える最後のセーフティネットとしてしっかり機能できるようにすることは、自治体の仕事と考えております。そのため、本市の保護行政は、その入り口、最初の相談時と、出口、廃止するとき、この二つで丁寧な対応を行うなど、生活保護が必要な方に、確実にサービスがつながるよう、努めております。

議員ご質問の生活保護基準の見直しでありますが、国が 5 年ごとに全国消費実態調査のデータなどを用い、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかを検証して行われたものです。その主な内容は、年齢、世帯人員、居住地域別に生活保護基準を見直すともに、子どもの健全育成に必要な費用などを検証したものとなっており、3 年間で段階的に実施するとされております。具体的には、3 年後の生活扶助費は、75 歳の高齢単身世帯では、月額 3570 円の減額。40 歳夫婦小中学生二人世帯では月額 9020 円の減額、40 歳の母と小中学生二人世帯では月額 9000 円の減額。そのようになる一方で、75 歳の高齢夫婦世帯では月額 1730 円の増額。また母子加算及び児童養育加算の見直しによって、40 歳夫婦と高校生二人世帯では、月額 10640 円の増額。30 歳の母と 4 才の子供世帯では、月額 5050 円の増額。このようになっております。

そのほか、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの大学進学を支援するための 進学準備給付金の創設など、制度の充実が図られております。また国は、今回の見直しによ る影響にも配慮し、生活保護受給世帯への減額が、3年間で5%以内にとどまるよう、激変 緩和措置を講じることにしています。

生活保護基準につきましては、国において、全国一律の考え方で設定されるものであります。本市が今回の見直しをやめるよう、国に意見を述べることは、考えておりません。

本市におきましては、保護受給者に対し、今回の基準額の見直しについて、丁寧に説明 し、周知するとともに、今後とも国が定める基準に基づいて、適正な保護の執行に努めてま いりたいと考えております。

#### ■教育長

(八幡東子どもと母のとしょかん)

八幡東子どもと母のとしょかに関しまして、市民への説明と理解の課題、それから改めての存在意義を検討すべき、そして市民への多様な学習機会の充実という点でのご質問でございます。

平成28年2月に策定いたしました、北九州市公共施設マネジメント実行計画の中で、図書館の分館につきましては、大規模区役所周辺の分館につきましては存続させる。それ以外の分館は、地区図書館等の整備状況や、人口動態、利用実態等の推移を見ながら縮減する、こういう考え方を示しております。

この計画に基づきまして、国際友好記念図書館、勝山文館、聞く分館、戸畑文館を廃止したところでございます。八幡東分館につきましては、平成29年度の、昨年度の利用実績を見ますと、貸出者数、貸出冊数は、市内としょかん全体の中でも少なく、マネジメント計画策定の時から大きな変化が見られないことなどを総合的に勘案し、平成31年の3月末で廃止したいと考えております。

地元説明の状況でありますが、教育委員会ではこれまでに地元説明会 2 回実施いたしましたが、そのほかにも自治会関係者や老人クラブ連合会、読書ボランティアの皆さんに対しまして、個別の説明を実施し、意見や要望などを受けているところでございます。

さらに現在、八幡東分館におきまして、廃止予定時期を明示し、利用者アンケートも実施中であります。説明会の案内分につきましては、分館利用者の目につくよう、入りロドアに大きく掲げるとともに、受付カウンターにも設置し、説明会への参加を呼び掛けています。またこの案内文は、八幡東区のすべての市民センターに設置し、掲示スペースがある場合は大きく掲示しております。

八幡東分館の存在意義を改めて検討すべきとのご指摘でありますが、図書館の配置につきましては、教育委員会としては、八幡西図書館や、今年開館した小倉南図書館の整備など、 北九州市全体のとしょかんの地域バランスを考え、市内全域で読書活動が推進されるよう、 取り組んでおります。

また平成27年度に策定いたしました北九州市生涯学習推進計画では、具体的な施策として市民一人一人に対する多様な学習機会の充実という点を掲げておりますが、一方で学習を支える体制づくりと環境整備の分野においては、具体的な取り組みとして公共施設マネジメントを上げております。

今回公共施設マネジメント実行計画にもとづいて、八幡東分館の廃止を検討しておりますが、図書館のマネジメントにつきましては、廃止ばかりではなく、地区図書館の整備、あるいは、返却フリー制度の導入、インターネット予約の開始など、強めるところは強める取組を行っております。

そこで今の分館利用者でありますけれども、八幡東分館の利用者を分析いたしますと、子どもと母のとしょかんではあるんですけれど、大人が8割、子どもが2割、という状況でございます。また子どものうち小学生については、ほぼ八幡小学校の児童でございます。そこで分館を廃止した場合の対応でありますが、まず大人の方でありますが、大人の方は新しく整備した八幡図書館、そして全市的なバランスから言いますと、八幡西としょかん、あるいは戸畑図書館は、距離的にもそんなに遠くないと考えておりまして、そこを利用していただきたいと思います。それから市民センターの中のひまわり文庫も利用していただきたいと考えております。

市民センターのひまわり文庫につきましては、これまでの説明の中で、様々な意見をいただいておりまして、まず分館近隣の市民センターの中のひまわり文庫については充実をする。また八幡大谷市民センターの中には、ひまわり文庫は現在ございませんので、これを新設する。こういったことについて、実現に向けて検討を進めております。

子どもさんに対してでありますけれど、地域の皆さまとも今後の調整次第でありますけれども、例えば小学生には、ほぼ八幡小学校の子どもさんばかりでありますので、八幡小学校のとしょかんをいっそう充実させる。それから未就学の子どもさんにつきましては、八幡東区役所別館にあります親子ふれあいルームへの配本を増やす、あるいは司書派遣による読み聞かせの、……をこれを継続し、読書環境を充実する、こういったことが考えられると現時点では思っております。

それから今年 12 月には子ども図書館が開設する予定でありまして、今後は子ども図書館を中核施設として、地区図書館と学校図書館、そして子育て関連施設などの連携を図り、子どもがいるところで読書活動を推進する仕組みを構築していくこととしております。以上のように八幡東分館の利用者につきましては、廃止にあたってできる限りの対応を考えており、ご理解いただければと考えております。

# ■保健福祉局長

生活保護行政に関しまして、生活保護のあらましや生活保護のしおりの表現を丁寧な表現に改めるべきと考えるがというお尋ねをいただきました。これにご答弁いたします。

本市では生活保護のご相談に来られた市民の方に対しまして、区役所保護課に配置している専門の相談担当係長が、生活保護のあらましを使いながら、生活保護制度に対する説明や世帯の生活状況の聞き取りなどを行っております。

また相談に際しましては、すべての方に申請意思を確認したうえで、申請意思のある方には、申請書を交付し申請方法を説明すること、申請権の侵害や侵害を疑われるような行為を慎むこと、こういったことを徹底しております。

一方生活保護を受給することとなった方に対しましては、生活保護のしおりを用いて、 受給者の権利と義務について、保護の開始時と、少なくとも年1回、ケースワーカーがわか りやすく説明を行っております。

生活保護のあらましの主な内容は、生活保護制度の概要、それから生活保護を受給するための要件、生活保護を申請から決定までの流れなどを記載する一方、生活保護しおりの方の主な内容は、稼働能力や資産の活用などに努力すべきこと。それから収入があった場合や、生活の変化があった場合に届け出ること、それから毎月の生活保護費と、臨時的に認定される扶助費、こういったことを記載することで、いずれも制度に対する誤解を招かぬよう、正確な表現を心掛けております。

記載内容や表現につきましては、これまでも法の改正や新たな制度の創設時などに、記載項目の追加や、より分かりやすい内容となるよう、適宜表現を改めてきたところでございますが、現在も内容や表現の見直しを検討中でございます。今後も、生活保護のあらましなどにつきましては、引き続き定期的な見直しの機会をとらえて、より市民に分かりやすい内容となるよう、さらに工夫してまいりたい、このように考えております。

==以下、第二質問以降のやり取り==※議員の発言は、基本的に要約。

#### ●藤元議員

部分的には改善もあるが、全体では、母子加算や児童養育加算などが引き下げられ、全体では年間 160 億円削減、7 割の世帯が減額となる。03 年からの生活保護費の引き下げで、これでは生活できないと市民が生存権を求めて国を訴えた裁判をたたかっている。その裁判ではカップラーメンの賞味期限切れ寸前のものをまとめ買いするとか、食事は一色だけで辛抱する、……このような生活を送っている方が、大勢おられる。こういう生活ぶりが憲法や

生活保護にうたわれた健康で文化的な生活水準や最低限度の生活を満たすに十分なものと 思われますか、市長、端的に答弁を。

#### ■保健福祉局長

先ほどの答弁の中でも申し上げたことですが、生活保護の基準というのは国の方で検討して水準は決められているわけですが、その時には一定程度の水準の所得の方の平均的なところを算出して、そことの見合いで生活保護の基準は決まっているという風に我々承知しています。従いまして今個別のことを議員、おっしゃられましたけれど、そういったことも包含した基準になっていると我々承知しております。

### ●藤元議員

藤元議員――今回の引き下げにあたっては国連の人権専門家が、日本政府の生活保護削減計画については、「ますます多くの人々を貧困に陥れることになる」と警告している。人権の番人ともいえる国連の専門家から厳しい注文を受けた以上、日本政府は見直しの検討を始めるべきだと、ぜひ市長は自治体の長として、市民の暮らしの守り手、代弁者として、国へ提案書を上げるなり、また政令の市長会などで意見を上げていただきたいと要望する。

図書館の問題、八幡東分館は、昭和55年、八幡東社会福祉協議会のセンタービル建設を機に入居し開設された。そして、たくさんのボランティア活動の拠点、2回は図書館であるということで、地域交流の拠点として活発に機能している。

昨年は旧八幡市 100 周年記念事業が行われたが、実行委の中では、八幡東街づくりプランが策定されました。そして自らの将来の街づくりプランを、地区別に話し合うと地域住民や地域関係者の機運が盛り上がっている。この中央町のプランの中では、公共施設や商店街を再整備して、人々が交流し賑わい創出のクロスポイントになる街づくりを呼び掛けている。教育長、こういうプランが存在すること、その内容についてはご存知か、答弁を。

#### ■教育長

八幡東区、特に中央町周辺でいろんな施設が老朽化しているということも含めて、そういう皆さんの動きがあることは承知をしております。ただ、私ども教育委員会としては公共施設マネジメント全体のとしょかんの配置の在り方ということで、その計画に基づいて一つ一つ対応していることが、我々の考え方であります。

#### ●藤元議員

まさに縦割り行政の弊害といいますか、こういう街づくりのプランを住民の皆さんが考えようとしているときに、八幡東分館の存在がなきものにされようとしている、これは非常に重大。

そして今年度頭に発表された平成30年度策定のマネジメント計画でも、八幡東分館は平成33年度まで廃止検討となっている。来年末とは書いていない。私はそもそも廃止反対だ

が、あまりにも来年3月廃止というのは早すぎる。今後八幡東分館の利用者が通うであろう 八幡図書館、現在は新私立八幡病院の建物の合体工事の真っ最中、そして八幡図書館の正面 には薬局のビルがこれから建設されようということで、地区図書館の整備は済んだので分館 を廃止するという言葉があったが、まだまだ八幡図書館自体も整備中、落ち着いている状態 だとは言えない。そういう中で早々と閉館、廃止するのは反対。地域住民の中らも陳情が上 がっている。「地域に根差した図書館として、多くの市民の活動によって支えられた地域住 民の教育・文化の活動拠点を残してほしい。そして今北九州市子ども読書活動推進条例が制 定され、この趣旨は、市内各地に子供や保護者、地域住民がいつでも利用できる図書館があ ってこそ達成されるものである。子どもの成長と発達にとっても、地域住民の読書・文化の 要求にこたえるうえでも、この八幡東分館がこれから果たすべき役割は一層大きくなると考 える」――陳情書にはこのように書かれている。こういう地域の皆さんの声をしっかり受け 止めて、存続していただきますよう要望して、私の発言を終わります。